経ヶ岬飛行制限区域に係る停波要請手続きについて

レーダー停波手続きについて、防衛省・ドクターへリ関係機関等との間において合意にいたりましたので、お知らせします。

- 1 停 波 緊急時のヘリの運航に支障が無いよう、米側は停波要請 があれば速やかにレーダーを停波する
- 2 要 請 米軍経ヶ岬通信所へ直接停波要請を行う
- 3 要請フロー
 - (1)ドクターヘリ
 - ・飛行制限区域内の飛行(ドクターヘリを要請する消防から米側 へ停波要請)
 - ・病院間搬送の場合等(運航管理者から米側へ停波要請)
 - (2)救助等緊急ヘリ 飛行制限区域内での活動(ヘリ要請機関から米側へ停波要請)
 - (3)その他

想定されない何らかの理由で現地米軍と連絡がとれない場合は、バックアップ措置として、航空自衛隊が現地米軍との調整を行う

自治体等からの停波要請フローチャ - ト

